

2 高危防第 7 4 号  
令和 2 年 5 月 7 日

各部局主管課長 様

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
(危機管理・防災課長)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」の  
周知について (依頼)

このことについて、令和 2 年 5 月 4 日、本県を含む全都道府県を対象とする「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間が 5 月 31 日まで延長されました。一方で、国の基本的対処方針において、本県を含む特定都道府県は、「県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこと」とされています。

これを受け、本県としましては、「昼夜を問わない不要不急の外出自粛」や「接待を伴う飲食店等への休業・営業時間短縮の要請」については、5 月 6 日をもって解除することを決定しました。

緊急事態措置としての外出自粛等は解除しましたが、感染症対策が必要となった本年 2 月以前の状態に直ちに返るということでは、決してありません。全国で緊急事態宣言が延長されている状況を踏まえて、引き続き、社会経済活動の再開と感染拡大防止を両立することが求められています。

このため、「不要不急の他県との往来自粛」や「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店等への出入り自粛」、「一定規模のイベント等の開催・参加の自粛」については、5 月 31 日まで継続するとともに、併せて、政府の専門家会議で提言された「新しい生活様式」の実践や、県内で店舗を営業する場合のしっかりとした感染防止対策について、別添のとおり県民の皆さまや事業所に対して協力を要請したところです。

各部局におかれましては、所管の関係団体等を通じて、別添の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」の内容を広く周知していただきますようお願いいたします。

問い合わせ  
危機管理・防災課 池上、西尾、小笠原  
(内線 2035、9311)

# 高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

5月6日に終了

- 1 昼夜を問わない不要不急の外出自粛
- 2 休業要請（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス）
- 3 営業時間短縮の協力要請（飲食店、旅館・ホテルの飲食提供）

要請解除

5月7日～31日まで

- 1 不要不急の他県との往来自粛（観光などによる県外からの来高を含む）
- 2 「夜間の繁華街の接待を伴う飲食店」、「カラオケボックス」、「ライブハウス」への出入り自粛
- 3 一定規模のイベント等の開催・参加の自粛  
10人以上のイベント等自粛：5月20日まで      50人以上のイベント等自粛：5月31日まで
- 4 「新しい生活様式」の実践

その他の取り組み

・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進

県立施設

・ 原則、5月11日から開館

県立学校

・ 原則、5月25日から再開の方針

## 5月7日以降に営業を行う県内店舗へのお願い

- ◆ これまで感染防止対策にご協力いただき、深く感謝いたします。
- ◆ 県内の店舗において営業を行う際は、以下の①～④全ての感染対策を講じていただくようお願いいたします。（特に、①において来店者のマスク着用を必須とするのは、来店者と従業員の健康を守るためです。）
  - ① 来店者全員（注1）と従業員全員がマスクを着用してください。（注2）  
（布マスク等着用でも可）
  - ② 来店者全員・従業員全員が手洗い又は手指消毒を行ってください。  
（店舗入口に消毒液を設置すること等）
  - ③ 従業員・来店者・客席間の距離を1メートル以上保ってください。  
（1メートル以上の距離を保てない場合は透明なビニール等で仕切るなどの工夫を行ってください。）
  - ④ 可能な限りの換気と適時の室内消毒を行ってください。

（注1） 飲食時にマスクを外すことになる飲食店等については、以下の3要件を全て満たすようにしてください。

- （ア）店内にいる時間を短時間にすること
- （イ）家族又は小規模なグループでの会食に限定すること
- （ウ）大きな声での会話をしないこと

（注2） マスクを着用するにあたっては、耳の不自由な方が困らないよう、筆談などの配慮をお願いします。

# 「新しい生活様式」の実践例①

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒       咳エチケットの徹底       こまめに換気
- 身体的距離の確保       「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養





# 「新しい生活様式」の実践例②

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定